

原料費調整制度に基づく

平成29年1月のガス料金について

平成28年12月2日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成29年1月検針分に適用される単位料金を平成28年12月検針分に比べ1m³当たり0.41円（税込）上方に調整させていただきます。

月間のガスご使用量が39m³のご家庭では、平成28年12月検針分と比べて、1か月当たり16円（税込）の引上げとなります。

今回のガス料金の調整は平成28年8月～平成28年10月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格が、前期（平成28年7月～平成28年9月）より上がったことによるものです。

また、平成29年1月検針分に適用する料金につきましては、広報上越12月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

営業保安課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成29年1月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
平成28年12月に適用する調整単位料金と比較した場合1m³当たり0.41円（税込）の引上げとなります。
なお、基準単位料金に対しては13.69円（税込）下方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～24m ³	25～240m ³	241m ³ ～
基本料金 (円/月)	367.20	410.40	626.40
調整単位料金 1月 (円/m ³)	114.36	112.56	111.66
調整単位料金 (参考)12月 (円/m ³)	113.95	112.15	111.25

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成29年1月 適用料金	平成28年12月 適用料金	増減額	増減率
39m ³	4,800円/月	4,784円/月	16円/月	0.33%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月当たり平均使用量39m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成28年8月～平成28年10月 (1月検針分に適用)	平成28年7月～平成28年9月 (12月検針分に適用)
平均原料価格※1	13,670円/ト	13,210円/ト

基準平均原料価格※2	30,640円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.3462＋LPG平均価格×0.0256

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（平成25年6月から8月までのLNG平均価格82,410円×0.3462＋平成25年6月から8月までのLPG平均価格82,230円×0.0256）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成28年8月～平成28年10月貿易統計値）} \times 0.3462 \\ &= 36,900\text{円/ト} \times 0.3462 \\ &= 12,774.780\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（平成28年8月～平成28年10月貿易統計値）} \times 0.0256 \\ &= 34,860\text{円/ト} \times 0.0256 \\ &= 892.416\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 12,774.780\text{円/ト} + 892.416\text{円/ト} \\ &= 13,667.196\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 13,670\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \\ &= 30,640\text{円/ト} - 13,670\text{円/ト} \\ &= 16,970\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 16,900\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} - 0.075\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 126.25\text{円} - 0.075\text{円} \times 16,900\text{円} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 126.25\text{円} - 13.68900\text{円} \\ &= 112.56100\text{円} \\ &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\ &= 112.56\text{円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.08100円（0.075円に1.08を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり**13.69円（税込）**下方調整します。